

滑川町早期不妊治療費助成事業のご案内

滑川町では、赤ちゃんを望まれるご夫婦に対して、指定医療機関で実施した「特定不妊治療」の初回費用の一部を助成します。助成は、「埼玉県（県内指定都市等）不妊治療費助成事業」に上乗せする形で行います。

対象となる方

「埼玉県（県内指定都市等）不妊治療費助成事業」の支給決定（初回）を受けたご夫婦で、以下の要件を全て満たす方

- ・該当年度の4月1日から3月31日までに終了した特定不妊治療について適応となります。
- ・申請時に法律上の婚姻をしているご夫婦であって、双方または一方が滑川町に住民登録のある方
- ・「埼玉県（県内指定都市等）不妊治療費助成事業」初回助成の治療開始時の妻の年齢が35歳未満のご夫婦
- ・町民税等（町県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税で町に納めるもの（延滞金を含む））を滞納していない方
- ・他の地方公共団体から同種の助成を受けていない方

助成対象となる不妊治療

当該年度に埼玉県（県内指定都市等）不妊治療費助成事業の初回助成の対象（ただし、「埼玉県不妊治療費助成事業実施要綱別表1のC及びF並びに「県内の指定都市等実施要綱別表1のC及びF」の治療を除く）」となったもの

助成金額及び回数

助成金額は、対象となる治療に要した費用から埼玉県（県内指定都市等）特定不妊治療費助成金支給金額を除いた金額で、10万円（1,000円未満切捨て）を限度とし、助成回数は1組のご夫婦につき1回限りとなります。

申請期限

次に掲げる日のうち、いずれか遅い日までに申請してください。（できるだけ速やかに申請してください。）

1. 助成対象不妊治療の終了日の属する年度の末日まで
2. 県助成金支給決定通知書の交付を受けた日から60日を経過した日まで

提出書類ほかについては裏面をご覧ください。

申請窓口・問い合わせ

滑川町健康づくり課 保健予防担当（滑川町保健センター内）

電話 0493-56-5330

FAX 0493-56-5331

提出書類

- ① 滑川町早期不妊治療費助成事業助成金交付申請書（様式1号）
- ② 埼玉県（県内指定都市等）不妊治療費助成事業助成金支給決定通知書（初回助成）の写し
- ③ 埼玉県（県内指定都市等）不妊治療費助成事業不妊治療実施証明書の写し
- ④ 不妊治療費の領収書（原本）：埼玉県（県内指定都市等）不妊治療費助成事業（初回）の申請に使用した領収書の原本
※領収書原本に「早期不妊治療費助成申請済（滑川町）」のゴム印を押印しコピーをとった後お返しします。
- ⑤ 助成金の振込口座がわかるもの（夫婦どちらかの名義の口座）
口座名義、口座番号、店番号の記載がある部分のコピー
- ⑥ 住民票及び戸籍謄本：滑川町に住民登録があり、申請書の同意があれば省略できます。
※夫婦が別世帯で町外在住の場合は、町外在住の人の住民票と戸籍謄本が必要となります。
※住民票は発行から3ヶ月以内の世帯全員及び続柄記載、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの
- ⑦ 町税等の滞納がないことが確認できる書類：滑川町に住民登録があり、申請書の同意があれば省略できます。
- ⑧ 印鑑（朱肉を使うもの）

助成金の交付について

審査の結果、「滑川町早期不妊治療費助成事業助成金交付・不交付決定通知書」を郵送いたします。交付決定の場合は指定された口座に助成金を振り込みます。不交付の場合はその理由を記載し通知いたします。

その他

- ・助成金の交付申請をされた治療内容などで、助成金支給の可否の判断と不明な点がある時は、医療機関に問い合わせることがあるので、ご了承ください。
- ・虚偽その他の不正行為による助成金の交付を受けた場合は、助成金の一部または全額を返還していただきます。

不妊・不育症に関する県の相談窓口（祝・休日・年末年始を除く）

●埼玉県不妊専門相談センター

専門医が不妊に関する検査や治療等の医学的な相談（面接相談・予約制）にお応えします。

場所：川越市鴨田1981 埼玉医科大学総合医療センター内

予約方法：電話で予約 電話番号：049-228-3674

予約受付：月曜日～土曜日 9時～17時

面談日時：火曜日・金曜日 16時～17時

●不妊・不育症・妊娠サポートダイヤル

助産師が不妊、不育症、妊娠に関し、電話でお話をお聞きします。

電話番号 048-799-3613

相談日時：月曜日及び金曜日 10時～15時 第1・3土曜日 11時～15時、16時～19時